

医療法人 純和会 通所リハビリテーション ウォーク
通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）

利用約款及び重要事項説明書
(令和8年6月1日現在)

(約款の目的)

第1条 医療法人 純和会 通所リハビリテーション ウォーク（以下「当事業所」という。）は、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態）と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）を提供し、一方、利用者及び利用者を扶養する者（以下「扶養者」という。）は、当事業所に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用同意書を当事業所に提出後より効力を有します。

2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款、別紙1、別紙2及び別紙3の改定が行われない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当事業所の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）を利用することができるものとします。

(利用者からの解除)

第3条 利用者及び扶養者は、当事業所に対し、利用中止の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画にかかわらず、本約款に基づく通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用を解除・終了することができます。なお、この場合利用者及び扶養者は、速やかに当事業所及び利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画作成者に連絡するものとします。

但し、利用者が正当な理由なく、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）実施時間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金及びその他ご利用いただいた費用を当事業所にお支払いいただきます。

(当事業所からの解除)

第4条 当事業所は、利用者及び扶養者に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
- ② 利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画で定められた利用時間数を超える場合
- ③ 利用者及び扶養者が、本約款に定める利用料金を1か月分以上滞納しその支払いを督促したにもかかわらず30日間以内に支払われない場合
- ④ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当事業所での適切な通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの提供を超えると判断された場合
- ⑤ 利用者又は扶養者が、当事業所、当事業所の職員又は他の利用者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合

- ⑥ 天災、災害、施設・設備の故障、その他やむを得ない理由により利用させることができない場合
- ⑦ 連続して2か月以上の利用がなく、連絡等のない場合

(実施区域)

第5条 通常の実施区域は、玖珠町及び九重町（飯田地区を除く）とします。

(利用料金)

第6条 利用者又及び扶養者は、連帯して、当事業所に対し、本約款に基づく通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当事業所は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

- 2 当事業所は、利用者及び扶養者が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月15日までに発行し、所定の方法により交付する。利用者及び扶養者は、連帯して、当事業所に対し、当該合計額を金融機関口座自動引き落としにて支払うものとします。
- 3 当事業所は、利用者又は扶養者から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者又は扶養者の指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

(記録)

第7条 当事業所は、利用者の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間は保管します。（診療録については、5年間保管します。）

- 2 当事業所は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、扶養者その他の者（利用者の代理人を含みます。）に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(身体の拘束等)

第8条 当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、管理者又は窓口責任者が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当事業所の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとし、速やかに家族に連絡・報告を行います。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第9条 当事業所とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は扶養者若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ② 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）等との連携
- ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等

⑤ 生命・身体 の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。また、担当職員が退職した際、退職後も秘密保持は継続します。

（緊急時の対応）

第 10 条 当事業所は、利用者に対し、当法人医師の医学的判断により治療が必要と認める場合、同法人医療機関、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

2 前項のほか、通所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当事業所は、利用者及び扶養者が指定する者に対し、緊急に連絡します。

（事故発生時の対応）

第 11 条 サービス提供等により事故が発生した場合、当事業所は、利用者に対し必要な措置を講じます。

2 当法人医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。

3 前 2 項のほか、当事業所は利用者の家族等利用者又は扶養者が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

（要望又は苦情等の申出）

第 12 条 利用者及び扶養者は、当事業所の提供する通所リハビリテーション （介護予防通所リハビリテーション） に対しての要望又は苦情等について、相談窓口責任者に申し出ることができます。

（賠償責任）

第 13 条 通所リハビリテーション （介護予防通所リハビリテーション） の提供に伴って当事業所の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当事業所は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当事業所が損害を被った場合、利用者及び扶養者は、連帯して、当事業所に対して、その損害を賠償するものとします。

（代理人）

第 14 条 利用者は代理人を選任し、この約款に定める権利の行使と義務の履行を代理して、行わせることができます。

（利用契約に定めのない事項）

第 15 条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は扶養者と当事業所が誠意をもって協議して定めることとします。

<別紙 1>

通所リハビリテーション ウォーク のご案内
(令和 8 年 6 月 1 日現在)

1. 事業所の概要

(1) 事業所の名称等

- ・施設名 医療法人 純和会 通所リハビリテーション ウォーク
- ・開設年月日 平成 24 年 4 月 1 日
- ・所在地 大分県玖珠郡玖珠町大字塚脇 1 1 3 番地 1 3
- ・電話番号 0 9 7 3 - 7 2 - 5 0 5 0
- ・ファックス番号 0 9 7 3 - 7 2 - 6 8 6 8
- ・管理者名 小中多佳子
- ・介護保険指定番号 4 4 7 2 8 0 0 5 2 5 号

(2) 事業所の目的と運営方針

当事業所では、介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保険サービスを提供することで、利用者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、利用者の方が居宅での生活を 1 日でも長く継続できるよう、通所リハビリテーション (介護予防通所リハビリテーション) のサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした事業所です。

この目的に沿って、当事業所では以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいたうえでご利用ください。

(3) 施設の職員体制

	常 勤	非常勤	業務内容
・管理者 (医師)	1		利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行うとともに、事業所に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
・医師		1	利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う
・理学療法士	1	1	医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともに、リハビリテーションの実施に際し、指導を行う。 また、利用者の苦情窓口としての業務を行う。
・作業療法士		1	
・管理栄養士		1	利用者に対し、栄養状態について確認を行い、栄養改善指導を行います。
・看護職員	1		検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、利用者の通所リハビリテーションにおけるサービス計画書に基づく看護を行う。
・介護職員	7	2	利用者の通所リハビリテーションにおけるサービス計画書に基づく介護を行う。
・運転手		2	利用者の送迎を行う。
・事務長 (兼任)	1		必要な事務を行うとともに、利用者の苦情等の対応を行う。

(4) 利用定員 3 6 名 / 1 日

(5) サービスの提供日及び提供時間

- ・提供日 : 日祝祭日を除く毎日 (ただし、1 2 月 2 9 日～1 月 3 日を除く)
- ・提供時間 : 9 時 3 0 分～1 6 時

2. サービス内容

- ① 通所リハビリテーション (介護予防通所リハビリテーション) 計画の立案
- ② 食事
昼食 12 時 00 分～
- ③ 入浴 (利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります)
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護
- ⑥ リハビリテーション

3. 協力医療機関等

当事業所では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関

- ・名 称 小中病院
- ・住 所 大分県玖珠郡玖珠町大字塚脇 1 2 3 他

・協力歯科医療機関

- ・名 称 たしろ歯科医院
- ・住 所 大分県玖珠郡玖珠町大字塚脇 1 8 1 － 4
田代ビル 2 F

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「利用同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 利用に当たっての留意事項

- ・ 飲酒・喫煙・・・・・・・・原則として敷地内での喫煙、飲酒はできません。
- ・ 火気の取扱い・・・・・・・・火災防止のため、火気の使用は厳禁です。勝手な電気器具の持ち込みや使用は、固くお断りします。
- ・ 設備・備品の利用・・・・・・・・当事業所内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
- ・ 所持品・備品等の持ち込み・・所持品の管理はご自身でお願いします。
- ・ 金銭・貴重品の管理・・・・・・・・金銭・貴重品の当事業所内への持ち込みは、出来る限り行わないでください。
- ・ 当事業所外での受診・・・・・・・・当事業所利用中に医療機関を受診することは原則禁止です。やむおえない事情等ある場合は、必ず相談してください。
- ・ 宗教活動・・・・・・・・当事業所内で他利用者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
- ・ ペットの持ち込み・・・・・・・・当事業所内へのペットの持ち込みはお断りします。

5. 非常災害対策

- ・ 防災設備 自動火災報知設備、消火器、誘導灯等
- ・ 防災訓練 年2回

6. 禁止事項

当事業所では、多くの方に安心して利用していただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7. 要望及び苦情等の相談

当事業所には相談窓口を設けていますので、お気軽にご相談ください。

(電話0973-72-5050 窓口責任者：理学療法士 町野健)

要望や苦情などは、窓口責任者にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。

8. その他

当事業所についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

<別紙2>

通所リハビリテーション (介護予防通所リハビリテーション) について
(令和8年6月1日現在)

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 通所リハビリテーション (介護予防通所リハビリテーション) についての概要

通所リハビリテーション (介護予防通所リハビリテーション) については、要介護者(介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援者) の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス (介護予防サービス) 計画に基づき、当事業所を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話を行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、通所リハビリテーション (介護予防通所リハビリテーション) 計画が作成されますが、その際、利用者・扶養者(ご家族)の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 利用料金

(1) 通所リハビリテーションの基本料金

1. 利用料(介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度および利用時間によって利用料が異なります。以下は1日当たりで自己負担額が1割負担の方の負担分です)

[1時間以上2時間未満]

・ <u>要介護1</u>	3 6 9 円
・ <u>要介護2</u>	3 9 8 円
・ <u>要介護3</u>	4 2 9 円
・ <u>要介護4</u>	4 5 8 円
・ <u>要介護5</u>	4 9 1 円

[2時間以上3時間未満]

・ <u>要介護1</u>	3 8 3 円
・ <u>要介護2</u>	4 3 9 円
・ <u>要介護3</u>	4 9 8 円
・ <u>要介護4</u>	5 5 5 円
・ <u>要介護5</u>	6 1 2 円

[3時間以上4時間未満]

・ <u>要介護1</u>	4 8 6 円
・ <u>要介護2</u>	5 6 5 円
・ <u>要介護3</u>	6 4 3 円
・ <u>要介護4</u>	7 4 3 円
・ <u>要介護5</u>	8 4 2 円

[4時間以上5時間未満]

・ <u>要介護1</u>	5 5 3 円
・ <u>要介護2</u>	6 4 2 円
・ <u>要介護3</u>	7 3 0 円
・ <u>要介護4</u>	8 4 4 円
・ <u>要介護5</u>	9 5 7 円

[5 時間以上 6 時間未満]

・ <u>要介護 1</u>	6 2 2 円
・ <u>要介護 2</u>	7 3 8 円
・ <u>要介護 3</u>	8 5 2 円
・ <u>要介護 4</u>	9 8 7 円
・ <u>要介護 5</u>	1, 1 2 0 円

[6 時間以上 7 時間未満]

・ <u>要介護 1</u>	7 1 5 円
・ <u>要介護 2</u>	8 5 0 円
・ <u>要介護 3</u>	9 8 1 円
・ <u>要介護 4</u>	1, 1 3 7 円
・ <u>要介護 5</u>	1, 2 9 0 円

[7 時間以上 8 時間未満]

・ <u>要介護 1</u>	7 6 2 円
・ <u>要介護 2</u>	9 0 3 円
・ <u>要介護 3</u>	1, 0 4 6 円
・ <u>要介護 4</u>	1, 2 1 5 円
・ <u>要介護 5</u>	1, 3 7 9 円

2. 入浴介助加算 (Ⅰ)	4 0 円／日
〃 (Ⅱ)	6 0 円／日
3. 理学療法士等体制強化加算 (1 時間以上 2 時間未満のみ)	3 0 円／日
4. リハビリテーションマネジメント加算 (イ)	5 6 0 円／月 (6 月以内)
〃	2 4 0 円／月 (6 月超)
〃 (ロ)	5 9 3 円／月 (6 月以内)
〃	2 7 3 円／月 (6 月超)
〃 (ハ)	7 9 3 円／月 (6 月以内)
〃	4 7 3 円／月 (6 月超)
※医師による説明の場合 (リハマネ加算に加算)	2 7 0 円／月
5. 短期集中個別リハビリテーション加算	1 1 0 円／日 (3 月以内)
6. 認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅰ	2 4 0 円／日 (週 2 日まで)
〃 Ⅱ	1, 9 2 0 円／月 (3 月まで)
7. 生活行為向上リハビリテーション実施加算	1, 2 5 0 円／月 (6 月以内)
8. 若年性認知症利用者受入加算	6 0 円／日
9. 栄養アセスメント加算	5 0 円／月
10. 栄養改善加算	2 0 0 円／月 (月 2 回まで)
11. 口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	2 0 円／日 (6 月に 1 回)
12. 口腔機能向上加算Ⅰ	1 5 0 円／回 (月 2 回まで)
13. 科学的介護推進体制加算	4 0 円／月
14. 退院時共同指導加算	6 0 0 円／回
15. 移行支援加算	1 2 円／日
16. サービス提供体制加算Ⅰ	2 2 円／回
17. 介護職員等处遇改善加算Ⅰ (ロ)	所定単位数× 1 1. 1 %

(2) 介護予防通所リハビリテーションの基本料金

- 施設利用料 (要介護認定による 要支援 の程度によって利用料が異なります。
以下は 1 月当たり の自己負担額が 1 割負担の方の負担分です。)

・要支援1	2, 268円	
・要支援2	4, 228円	
2. 生活行為向上リハビリテーション実施加算	562円／月	
3. 若年者認知症利用者受入加算	240円／月	
4. 栄養アセスメント加算	50円／月	
5. 栄養改善加算	200円／月	
6. 口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	20円／日(6月に1回)	
7. 口腔機能向上加算Ⅰ	150円／回	
8. 一体的サービス提供加算	480円／月	
9. 科学的介護推進体制加算	40円／月	
10. 退院時共同指導加算	600円／回	
11. サービス提供体制強化加算Ⅰ		
・要支援1	88円／月	
・要支援2	176円／月	
12. 介護職員等処遇改善加算Ⅰ(ロ)	所定単位数×11.1%	
13. 12ヶ月超減算1		
・要支援1	▲120円／月	
・要支援2	▲240円／月	

(3) その他の料金

- ① 昼食代(おやつ含む) 500円／回
※なお、利用時間帯によっては、食事の提供ができないことがあります。
- ② 雑費
レクレーション活動やクラブ活動にて必要に応じていただくことがあります。
- ③ 実費
「実施区域」を越えて行う事業に要した交通費 500円／回

(4) 支払い方法

- ・ お支払い方法は、金融機関口座自動引き落としのみとさせていただきます。
- ・ 毎月27日に口座より引き落としとなります。翌月10日に領収書を発行いたします。

<別紙3>

個人情報の利用目的

(令和8年6月1日現在)

医療法人 純和会「小中病院」「通所リハビリテーション ウォーク」(以下当法人といいます)では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔当法人内部での利用目的〕

- ・当法人が利用者等に提供する介護サービス
(利用者の呼名、誕生会等での生年月日の掲示、当法人広報誌等への活動風景写真・お名前掲載、ご親戚やご近所の方等の窓口等での利用者様に関する問い合わせ等々。
※ 電話での問い合わせは、相手が特定できない場合は、お応え致しません。)
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当法人の管理運営業務のうち
 - －利用開始・終了等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業所等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当法人が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携(サービス担当者会議等)、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当法人の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当法人の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当法人において行われる学生の実習への協力
 - －当法人において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当法人の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

医療法人 純和会 通所リハビリテーション ウォーク

通所リハビリテーション (介護予防通所リハビリテーション)

利用同意書

医療法人 純和会 通所リハビリテーション ウォークの (介護予防) 通所リハビリテーションを利用するにあたり、「医療法人 純和会 通所リハビリテーション ウォーク 通所リハビリテーション (介護予防通所リハビリテーション) 利用約款」及び別紙1、別紙2及び別紙3を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

令和 年 月 日

<利用者>

住 所

氏 名

印

<扶養者>

住 所

氏 名

印

医療法人 純和会 通所リハビリテーション ウォーク

管理者 小中多佳子 殿

印

【本約款第10条2項緊急時及び第11条3項事故発生時の連絡先】

①通常の連絡先

氏 名	(続柄)	
住 所		
電話番号		(携帯電話)

②日中の緊急時の連絡先 (勤務先等)

勤務先等		
住 所		
電話番号		(携帯電話)

③緊急時搬送先希望

- ・あり 病院 (救急病院) 名 ()
- ・どこでもよい